目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則 (第三条)

第二節 学資支給(第四条·第五条)

第三節 授業料等減免 (第六条—第十六条)

第三章 雜則 (第十七条・第十八条)

第四章 罰則 (第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、 社会で自立し、 及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修

学 の支援を行い、 その修学に係る経済的 負担を軽減することにより、 子どもを安心して生み、 育てること

が できる環境 の整 備を図れ り、 ŧ って我が 国に おける急速な少子化の進 展 ^ 0) 対処に寄与することを目 的と

する。

(定義)

第二条 こ の 法律に おいて「大学等」 とは、 大学 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第百三条に

規 定す る大学を除く。 以下同じ。 高等 専門学校及び専門 課程 を置く専修学校 (第七条第 項及び 第十

条において「専門学校」という。)をいう。

2 この 法律において「学生等」とは、大学の学部、 短期大学の学科及び専攻科 (大学の学部に準ずるもの

て文部科学省令で定める専攻科 に限る。 並 びに に高等専 門学校の学科 (第四学 年及び 第 五学年 に 限 る

及び専 攻科 (大学 。 の 学 部に準ずるものとして文部科学省令で定める専 攻科 に 限 る。 の学生並 び に専

修学校の専門課程の生徒をいう。

この 法律に お () 7 確 認大学等」 とは、 第七条第一 項の確認を受けた大学等をいう。

3

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、 確認大学等に在学する学生等のうち、 特に優れた者であって経済的

理由により 極めて修学に困 難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、 学資支給金 (独立行政法人日本学生支援機構法 (平成十五年法律第九十四号) 第十七

条の二第一 項に規定する学資支給金をいう。 の支給とする。

第五条 学資支給については、 この法律に別段の定めがあるものを除き、 独立行政法人日本学生支援機構法

の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

(授業料等減免)

第六条 授業料等減免は、 第八条第一項の規定による授業料等(授業料及び入学金をいう。 同項において同

じ。)の減免とする。

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、 授業料等減免を行おうとするときは、 文部科学省令で定める

ところに よ り、 当該各号に定め る者 (以 下 「文部 科学大臣等」という。) に対 Ļ 当該 大学等が 次項

に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

大学及び高等専門学校 (いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるも

 \mathcal{O} に . 限る。 第十条第一号におい て同じ。) 並 び に国立大学法人 (国立大学法 人法 (平成十五年法 律 第 百

十二号) 第二条第 項に規定する国立大学法人をいう。 第十分 条第一 号に お V > 、 て 同 じ。 が 設置す える専 菛

学校 文部科学大臣

国が 設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政 機関 の長

三 独 立 一行 政 法 人 (独 立行 政法 人通 則法 伞 成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行 政 法

人を いう。 以下この号及び第十条第一号に お *(* \ て同じ。 が設置する専門学校 当 該 独 立行政 法 人の主

務大臣(同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。)

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五. 公立大学法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第六十八条第一項に規定する公立

大学法人をいう。 以下この項及び第十条第三号において同じ。 が設置する大学等 当該 公立大学法人

を設立する地方公共団体の長

六 地 方独 立行: 政法 人 (地 方独立 行政法人法第二条第一 項に規定する地方独立行政法人をい V. 公立 大学

法 人を除く。 以下この号及び第十条第四号にお いて同じ。 が設置する専門学校 当該地方独立行 政法

人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校 (前 各号に · 掲 げげ る t \mathcal{O} を除 <u>ک</u> 当該 専門学校を所管する都道 府 県

文部 科学大臣等は、 前 項 \hat{O} 確認 (以下単に 「確認」という。)を求めら れた場合において、 当該求めに

2

係 る大学等が 次に掲げ る要件 (第九条第 項 第 一 号及び第十五条第一 項 第 一 号にお いて 確 認要件」 とい

う。 を満たして 7 ると認めるときは、 その 確 認 をするもの とする。

大学等 0 教育 \mathcal{O})実施: 体 制 に関 Ĺ 大学等が社会で自立 Ļ 及び 活躍することができる豊か な 人 間 性 を

備 えた創造的 な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであ

ること。

知事

大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部

科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、 第十五条第 項の規定により確認を取 り消された大学等の設置者又は これに

準ずる者として政令で定める者で、 その 取消 L 0) 日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算

して三年を経過しないものでないこと。

兀

当該大学等の設置者が 法人である場合にお いて、 その役員のうちに、 この法律若しくはこの法律に基

づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者 で、 その

違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しない ものが な 1

こと

3

文部 科学大臣等は、 確認 をしたときは、 遅滞なく、 その旨をインターネ ットの利用その他の方法に より

公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、 当該 確認大学等に在学する学生等のうち、 文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授

業料等 減免対象者として認定し、 当該授業料等減免対象者に対して授業料等の 減免を行うものとする。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定に より 確 認大学等 の設置者 が 行う授業料 等減 免 \mathcal{O} 額 は、 確 認 大学等 \dot{O} 種別その 他 \mathcal{O} 事 情を考

慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほ か、 授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に関

し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなった場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、 文部科学省令で定め

るところにより、 その旨を当該 確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。

二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

三 当該 確 認大学等の名称及び所在地その他 の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。

第七条第三項 \mathcal{O} 規定は、 前項 \mathcal{O} 規定による届 出があったときについて準用する。

2

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用 (以下「減免費用」という。) は、 それ

ぞれ当該各号に定める者 (第十二条第三項に お **,** \ 7 「 国 等 」 という。 が支弁する。

大学及び 高等 専門学校 並びに国 国立大学法 人及び独立 行政法人が設置する専門学校 玉

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

 \equiv 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

兀 地 方 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人が 設置する る専 門学: 校 当該 地 方 独立 行 政法 人を設力 立する地 方 公共 団 体

五. 専門学校 (前各号に掲げるものを除く。 当該専門学校を所管する都道府県知事 の統轄する都道府

県

(国の負担)

第十一 条 国は、 政令で定めるところにより、 前条 (第五号に係る部分に限る。 の規定により都道府県が

支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(認定の取消し等)

第十二条 確認大学等の設置者は、 文部科学省令で定めるところにより、 当該確認大学等に在学する授業料

等減 免 対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれ か に該当するに

至 0 た と認めるときは 当該 於授業料
 · 等 減 免対象者に係る第八条第一項の規定による認定 (以下この条にお

いて単に「認定」という。)を取り消すことができる。

一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

- 学美があっ、ラー・アップで言としない。

学生等たるにふさわしくない行為が

あっ

たと認められるとき。

2 確 認 大学等 \bigcirc 設置者 は、 前 項 \mathcal{O} 規定に ょ り 認定 を取 り消 したときは、 文部 科学省令で定めるところによ

り、 その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、 前項 の規

定に よ る届 出 が あ 0 た場合にお , , て、 当 該 認定 を取 Ď 消された学生等に対する授業料等減免 に 係 る 減 免費

用 を既に支弁しているときは、 玉 税 徴 収 \mathcal{O} 例により、 当該 確 認大学等の設置者から当 該減 免費用 に 相当す

る金額を徴収することができる。

前項 \mathcal{O} 規定による徴収 金 並の先取: 特権 の順位は、 国税及び地方税に次ぐものとする。

4

(報告等)

第十三条 文部 科学大臣等は、 授業料等減 免に関 して必要があると認めるときは、 この 法律 \mathcal{O} 施行 に必要な

限 度に 報告: 1若しくご お 7 て、 は 文書 授業料等 その 減 他 免対象者若し \mathcal{O} 物 件 \mathcal{O} 提出若しく < は そ は \mathcal{O} 生計 提示を命じ、 を維 持 す 、る者若、 又は当 該 しくはこれら 職 員に関係 活者に対 \mathcal{O} 者 で L あ て質問させる 0 た者 に 対

ことができる。

2 文部 科学大臣 等 は、 必 要 へがあ ると認めるときは、 この 法 律 · の 施 行に必要な限度に お いて、 確認大学等 \mathcal{O}

設 置 者 **国** 及 び 地 方 公共 寸 体 を除 <u>\</u> 以下この 項 及び 次 条 に お 1 て 同 ľ 若 しく は そ \mathcal{O} 役 職 員 若 くは

出 これらの者であ 頭を求め、 又は当該 0 た者に対し、 職員 に関係者に対 報告若しく して質問させ、 は 帳簿 書 類そ 若しく \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 、は当該 物 件 \mathcal{O} 確 提出若しくは 認大学等の 設置者 提示を命じ、 \mathcal{O} 事 務所その 若しくは 他

 \mathcal{O} 施 設 に立 5 入り、 そ \mathcal{O} 設 備 若 L < は帳 簿 書 類 そ 0 他 \mathcal{O} 物 件 を検 査させることができる。

3 前 項 \mathcal{O} 規定に よる 質 間 又は 前 項 \mathcal{O} 規 定に よる 検査を行う 場・ 合に お 7 て は、 当 該 職 員 は、 その 身分を示

4 す 証 第 明 項及び第二項の 書 を携帯 か 規 つ、 定による権限 関 係 者 \mathcal{O} 請 は、 求 が あるときは、 犯罪捜査 $\overline{\mathcal{O}}$ ため これを提示しなけ に認い めら れたも ń のと解釈 ば なら ない。 L てはならない。

(勧告、命令等)

第十四条 文部 科学大臣等は、 確認大学等の設置者 が 授業料等減免を適切に行 ってい ないと認 める場合その

他 授 業 料 等 減 免 \mathcal{O} 適 正 な実 施 を 確 保するため 必要が あると認 8 る場合に は、 当 該 確 認 大学 · 等 \mathcal{O} 設 置 者 に 対

し、 期 限 を定め て、 授業料 · 等 減 免 \mathcal{O} 実施 の方法 \mathcal{O} 改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することが

できる。

2 文部 科学大臣等 は、 前 項 \mathcal{O} 規定による勧告をした場合にお いて、 その 勧告を受けた確認大学等 の設 置者

が 同 項 \mathcal{O} 期 限 内 にこ れ に . 従 わ な か ったときは、 その 旨を公表することができる。

3 文 部 科学大臣等は、 第一 項のに 規定による勧告を受けた確認大学等の設置 一者が、 正当な理 由 がなくてその

勧告に係る措置をとらなか 0 たときは、 当 該 確 認大学等の設置者に対 į 期限を定めて、 その勧告に係る

措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部 科学大臣等 は、 前 項 0 規定による命令をした場合におい ては、 その旨を公示 しなけ ればならない。

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、 次 の各号の V) ず ĥ かに該当する場合にお į١ 、ては、 当該 確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

- 一確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。
- 確 認 大学等 \mathcal{O} 設 置 者 が、 不 正 \mathcal{O} 手段 に ょ ŋ 確認を受けてい たとき。
- 三 前号に掲げ Ś ŧ 0) \mathcal{O} ほ か、 確 認 大学 等 \mathcal{O} 設置 一者が、 減免 |費用の支弁に関 ĺ 不正な行為をしたとき。
- 兀 確認大学等の設置者が、 第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書 類その他 この物件 の提出若しくは

提示を命ぜられてこれに従わず、 又は 虚 偽 \mathcal{O} 報告若 しくは虚 偽 の物 件 の提出若しくは提 示 をしたとき。

五. 確 認 此 大 学 等 \mathcal{O} 設置 者 が、 第十三条第 項 \mathcal{O} 規定により 出 頭 を求 \Diamond 6 れ てこれに応ぜず、 同 項 \mathcal{O} 規 定に

よる質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の答弁をし、 又は 同 項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若

しくは忌避したとき。

六 前各号に掲げ る場合 0 ほ か、 確認大学等の 設置 一者が、 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこ

れらに基づく処分に違反したとき。

2

第七条第三項 の規定は、 前 項 の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一 項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該 確認大学等に係

る 確 認 を辞退した場合において、 その 取消 し又は 辞退 の際、 当該 確認大学等に授業料等減 免 元対象者: が 在学

L て 7 るときは その 者 に 係 る授業 料等 減 免に つ 7 7 は、 当 該 確 認 を 取 ŋ 消された大学等 又 は 確 認 を辞 退

L た大学等 を確認大学等とみなして、 この 法 律 \mathcal{O} 規定を適 用する。 ただし、 同 項第二号若 しくは 第三号に

掲 げげ る事 由に該当して同項 の規定により確認が取 ŋ 消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定め

る場 場合に は ける当該大学等に係 る減免費用 だつい ては、 第十条及び第十一条の 規定は、 適用しな

第三章 雑則

(日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁)

第十七条 国 は、 日 本 私立学校振興 共 済 事業団法 平 成 九年 法律第四十八号) の定めるところにより、 第

+ · 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る 減 免費用 \mathcal{O} 支弁 \hat{O} うち大学及び 高等 専 · 門 学 ,校 (V) ず 'n も学校教育 法第二条第二 一項に 規定

する私・ 立学校であ る ŧ 0 に 限 る。 に係るも のを日 本私. 立学 校 振 興 • 共 済 事 業団を通じて行うことが でき

る。

2

前 項 \mathcal{O} 規定により減免費用 の支弁が 日本私立学校振興 共済事業団を通じて行わ れる場合には、 第十二

項中 「文部科学大臣等」とあるのは 「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理 事 長

と 同 条第三項中 「を支弁する国等」とあ るのは 「に充てるための資金 (以下この項にお 7 て 減 免 資 金

という。) を交付する日 本 私 立学校 振 興 共済 事 業団」 と、 に 係 る減 免費用」 とあ る \mathcal{O} は に 係 る減

免資金」と、 「支弁している」 とあるのは 「交付している」と、 「当該 減 免費用」 とあ る 0) は 当 該 減免

資金」とする。

(文部科学省令への委任)

第十 凣 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 法 律 に 定 8 るも 0) \mathcal{O} ほ か、 この 法律 \mathcal{O} 施行 :に関 し必要な事項 は、 文部 科学省令で定める。

第四章 罰則

第十 -九 条 第十三条第 項 の規定による報告若しくは 物件の提出若しくは提示をせず、 若しくは虚 偽 0 報 告

若 しく は 虚 偽 の物 件 \mathcal{O} 提 出 若 しくは提示 をし、 又 は 同 項 0 規定に よる当該 職 員 \mathcal{O} 質 問 に対 して答弁をせず

若しくは 虚 偽 0 答弁をし た者は、 三十 万円以 下 0) 罰 金 に処する。

2 第十三条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による報告若しくは物 件 \mathcal{O} 提 出若 しくは提示をせず、 若しくは虚 偽 の報告若

は 虚 偽 \mathcal{O} 物 件 の提 出若 しくは提示をし、 又は 同項 0 規定による当該職員の質問 に 対 して答弁をせず、 若し

くは 虚偽の答弁をし、 若しくは同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者は、 三十万円以

下の罰金に処する。

3 法 人 0 代 表者又は 法 人若しくは 人の代理人、 使用人その他 の従業者が、 その 法 人又は・ 人の業務 に関

前 項 \mathcal{O} 違 反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法人又は人に対して 同 項の 刑を科する。

附則

(施行期日)

第

条 この 法 律 は、 社会保障 の安定 財 源 の確保等を図る税 制 \mathcal{O} 抜 本 的 な改革を行うための消 費税 法 \mathcal{O} 部

を改正 一する等の法律 平 成二十四年法律第六十八号) 附則第一 条第二号に掲げる規定の施 行 0 日 \mathcal{O} 属 する

年 Ó 翌 年 \dot{O} 兀 月一 日ま で 0 間に お 7 て政令で定める日から施行する。 ただし、 次条及び附則第十四 条 \mathcal{O} 規

定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 こ の 法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、 この法律の施行前においても行うこ

とができる。

(検討)

第三条 政府は、 この法律の施行後四年を経過した場合において、 この法律の施行の状況を勘案し、 この法

律 \mathcal{O} 規 定に つい て検討な を加 え、 必要が あると認めるときは、 その結果に応じて所要 \mathcal{O} 見直 L を行うも の と

する。

(政府の補助等に係る費用の財源

第四 条 次に 掲げる費用 \mathcal{O} 財 源 は、 社会保証 障 の安定財源 の確保等を図 る税制 \mathcal{O} 汝本的. な改革を行うため の消

費 税 法 \mathcal{O} 部を改 正 す え 等 \mathcal{O} 法 律 所則第 条第二号に掲げ る規定 \mathcal{O} 施 行 に より 増 加 する消費 費 税 \mathcal{O} 収 入 を活

用して、確保するものとする。

学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府 が補

助する費用

減 免費 角 のうち第十条 (第 一 号に係る部分に限る。 0 規定による国 の支弁又は第十 条の 規定によ

る国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五 条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十 七条の二第一 項 中 「は、」 の下に「大学等における修学の支援に関する法律 (令 和 元年法律第八号

第二条第三項 E 規定する る確認大学等 (以下この項にお **,** \ 7 確 認大学等」 という。 に在 学する」を、

「認定された者」 の 下 に (同法第十五条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による同 法第七条第 項の 確 認 \mathcal{O} 取 消 L 又は 確 認

大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の 確認 の辞退の際、 当該 確認大学等に在学してい る当該

認定された者を含む。)」を加える。

第 + 七 之 \mathcal{O} 兀 第 項中 部 の 下 に 「を徴収するほ か、 その徴収する額に百分の 四十を乗じて得た額

以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、 同条の前に見出しとして「 (補助金)」 を付し、 同条中 「経費」 を 「費用

」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府 は、 毎年度、 機構に対し、 第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費

用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措

第六条 前条 \bigcirc 規定による改正後 \mathcal{O} 独立行 政法人日 本学生支援 **後**構法 (以下この項に おいて 「新機 構 法

لح

置

11 の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して

支給され る同 項に 規定する学資支給金について適用し、 この 法律 \mathcal{O} 施 行 前 に前 条 \mathcal{O} 規定による改 正 前 \mathcal{O} 独

立 一行政法 人 日 本学生支援機 構法 (以下この 条に お 7 7 旧 機 構法」 という。) 第十 七 条 の 二 第 項 \mathcal{O} 規 定

により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金 (以下この条において 「旧学資支給金

」という。)については、なお従前の例による。

2 旧 機 構 法第二十三条の二第 項に 規定 する学資支給基金 (以下この条に お いて単に 「学資支給基金」 لح

1 は、 旧学資支給金 の支給が 、終了· する日までの 間、 存続するものとする。

3 前 項 \mathcal{O} 規定によりなお存続する学資支給基金につい ては、 旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及

び 第三十条 (第三号に係る部分に限る。) 0 規定は、 次項の 規定により国 庫 に納付するまで (残余が ない

場合にあっては、 前項の支給が終了する日まで) の間 は、 なおその効力を有する。

4 独立 行政 法人日本学生支援機構 は、 旧学資支給 金の支給が終了し た場合において、 学資支給基金に残余

が あるときは、 政令で定めるところにより、 その残余の 額 を 国 庫 に 納付 L なけ ħ ば ならな

(罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五 条 0 規定 0 施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとさ

れ る場合に おけるこの法律 \mathcal{O} 施 行 後にし た行為に対する罰 則 0 適 用につい ては、 な お従前 \mathcal{O} 例による。

(独 立 行 政 法 人日 本学生支援機 構 法 の <u>ー</u> 部 を改 正 する法語 律 \mathcal{O} 部 改 Ī

第八条 独立 行政法人日本学生支援機構法 の 一 部を改正する法律 (平成二十九年法律第九号) の一部を次の

ように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

(地方財政法の一部改正)

第九条 地 方 財 政法 (昭 和二十三年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道. 府県知事の確認を受けた専門学校 (地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを

除く。)に係る授業料等減免に要する経費

(地方税法の一部改正)

第十条 地方 税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を 「第四項」 に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十 条 前 条 \mathcal{O} 規定による改 正 後 \mathcal{O} 地 方 税法第三百 四十八条第二項 (第十三号に係る部) 分に 限 る。 \mathcal{O} 規

定は、 この 法律の: 施行の 日 の属する年の翌年の一 月一 日 **金**当 該施行の 日が一月一日である場合には、 同 日

を賦 課期日とする年度以 後の年度分の 固定資産税について適用し、 当該年度の前年度分までの固定資産

税については、なお従前の例による。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第十二条 日 本 私立学校振 興・ 共済事 業団 法 の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中 「同じ」 の 下 に $\lceil \circ \rceil$ 又は交付業務 (同条第四 項の業務をいう。 第二十五条第一 項に

おいて同じ」を加える。

第二十三条中第四 項を第五項とし、 第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団 は、 前三 項 の規定により行う業務の ほ か、 大学等に おける修学の支援に関する法律 (令 和 元年

法律 第八号) 第十条に規定する減免費用 (私立学校である大学及び高等専門学校に係るも のに限る。

に充てるための資金 (以下この項及び第二十七条において 「減免資金」という。) を交付するために必

要な 玉 \mathcal{O} 資 金の交付を受け、 これを財源として、学校法人に対し、 減免資金を交付する業務を行う。

第二十五 条第 一項中 「同じ」 の 下 に (交付業務を含む。 第三十七条第一項及び第四 項を除 以

下同じ」を加える。

第二十七条中 「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、 「交付する補助金」 の下に「及び

減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則第十三条中 「第二十三条第一項第一号」の下に 「及び第四項」 を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援 (大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年法律第八

号) 第三条に規定するものをいう。)に関する関係行政機関の 経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

(政令への委任)

第十四条 この 附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

理由

する一

環として、

真に支援が必要な低

所得者世

帯

の者に

対し、

社会で自立

Ļ

及び活躍することができる豊

我が 国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、 総合的な少子化対策を推進

か な 6人間 性を備え えた 創造的 な人材を育成するために必要な質 \mathcal{O} 高 7 教育を実施する大学等における修 学 に係

る経済的負担の軽減を図るため、 学資の支給及び授業料等の減免 の措置を講ずる必要がある。 これが、 この

法律案を提出する理由である。